

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社綜企画設計	東京都千代田区2丁目5番2号	1472

2 指名停止措置期間 平成27年5月13日～平成27年6月12日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント及び物品調達等

4 事実概要

（株）綜企画設計の元従業員が、同社が受注した特定施設変更許可申請業務に関し、愛媛県松山市の許可書を偽造のうえ行使したとして、平成25年10月26日付けで有印公文書偽造、同行使の罪により松山地方裁判所から懲役刑（執行猶予付き）の判決を受けた。

5 指名停止理由

（株）綜企画設計の元従業員が、有印公文書偽造、同行使の罪により懲役刑（執行猶予付き）の判決を受けたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第2第11号ア及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第2第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号ア〉

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

〈茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領 別表第2第8号〉

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）